

令和7年度第45回鈴鹿市こども・子育て会議

開催日時	令和8年2月9日(月) 13:15 ~ 14:00
場所	鈴鹿市役所 5階 502・503 会議室
出席委員	上田 ゆかり、井ノ口 智士、南 小百合、藤井 さゆり、 小野寺 真志、服部 高明、近藤 真奈美、磯部 俊秀、 杉本 友貴、佐南 未来美、嶋 かをり、吉田 崇秀、飯尾 征博
事務局等	こども政策部長(伊川)、こども政策部次長(小林)、こども政策課長(中上)、こども政策課総務GL(中村)、こども政策課総務G(尾崎、岩崎)、こども政策課こども福祉GL(平塚)、こども育成課長(中村)、こども育成課保育幼稚園GL(柴原) こども育成課管理G(藤後)、こども家庭支援課家庭支援GL(大岸)、こども保健課長(清水)、人権政策課長(谷本)、文化振興課長(柳井谷)、文化振興課生涯学習GL(小林)、教育指導課長(上田)
傍聴者	1人
資料	(1)事項書 (2)資料 1・2・3・4 (3)委員名簿 (4)事務局名簿 (5)配席表

事務局 (総務GL)	<p>事項1 開会</p> <p>事務局挨拶(司会進行)</p> <p>委員の出席状況(出席者13名 欠席者6名)の確認。</p> <p>傍聴人数(1名)の確認。</p> <p>子育て会議条例第5条第2項の規定により、会議の成立を確認。</p>
事務局 (こども政策部長)	<p>前回の会議にて委員の皆様から承認いただいた「こども誰でも通園制度」にかかる条例の骨子案については、令和7年12月定例議会において、「鈴鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「鈴鹿市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」として、議決をいただいた。本日の会議では、それらの条例に基づき、各事業者から1月末までに提出された実施計画書についてご審議いただく予定となっており、委員の皆様からご意見をいただきたい。</p> <p>また、事務局としては、本日の会議でのご意見を踏まえながら、目前に迫った事業開始に向け、各事業者としっかり連携し、利用者の方への周知等、引き続き準備を進めていきたいと考えている。</p> <p>事務局では現在、委員の改選についても手続きを進めており、令和5年2月13日からの3年間の任期満了に伴い、次回のこども・子育て会</p>

	<p>議では新たな委員のもと、会議を開催させていただき予定である。</p> <p>本日お集まりいただいた委員の皆様の中には、今回が最後の出席となられる方もおり、3年間という長期間、数多くの貴重な御意見を賜りましたこと、お礼を申し上げます。また、引き続き、委員をお引き受けいただく予定の皆様については、一層のご支援をお願いする。</p>
事務局 (こども育成課長)	<p>事項2 議事</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業（認可及び確認に係る意見聴取）【資料1】に基づき説明。</p> <p>(2) 乳児等通園支援事業 事業実施計画書の審査結果（2月6日時点）【資料2】に基づき説明。</p> <p>(3) 乳児等通園支援事業実施計画書（一般型用）【資料3】に基づき説明。</p>
上田会長	<p>余裕活用型の園は、定員を満たした場合は実施されないのか。</p>
事務局 (こども育成課長)	<p>0.1.2歳限定になるが、定員を満たすと、使用できないこととなる。</p>
近藤委員	<p>提供時間がバラバラで、月10時間という決まりがあるが、どういうことか。転勤で鈴鹿市に来た方が、2人目妊娠し、つわりが酷かったがどこにも預かってもらえないということがあった。誰でも通園制度ができると心強い。</p>
事務局 (こども育成課長)	<p>誰でも通園制度は、制度上1か月で10時間しか預けられないことになっている。また、誰でも通園制度を、通常入所と同じような時間に対応するのは難しい。通常入所であれば標準時間11時間、短時間8時間と規定が決まっているが、誰でも通園制度は、そのなかで実施できる時間を各園が選択する。どれだけニーズがあるか分からない状況で、どれだけ時間に対応できるか、給食を出すか出さないか等、園の方で決めていただいたのが今回の計画書である。</p> <p>転勤の方の話については、こども育成課にご相談いただけたら、現状空いている園を伝えたり、ファミリーサポートセンター等活用できる事業を案内できる。</p>
井ノ口委員	<p>キャンセル料の有無で「有」となっているが、いつから、いくらかかるのか。</p>
事務局 (こども育成課長)	<p>キャンセル料については、市が決めるのではなく、各施設で決めることとなっている。</p>

杉本委員	公立の河曲保育所だけキャンセル料「無」となっており、保護者としてはありがたいが、保育所も当然準備しているので、キャンセル料を取り、他の園と統一してもいいのでは。
事務局 (こども育成課長)	公立でもキャンセル料をいただきたいが、一時預かりや病後児保育など、他の事業でキャンセル料を取っていない。今後協議する必要はあるが、誰でも通園制度だけ取るわけにはいかないため、取らない方向で進めている。
服部委員	キャンセルについて、前々日くらいまでに教えてもらえると対応できるが、当日キャンセルとなると、確認や追跡するなどの事務的負担がかかるため、避けてほしい。
嶋委員	制度を利用したい場合、一年を通して同じ施設を利用するのか。途中で施設が変わることはできるのか。
事務局 (こども育成課長)	まず認定を取り、その後行きたい園と事前面談をしていただく。4月1日から9施設で実施する予定だが、9施設全部行きたい場合は、全ての施設で事前面談すれば、後はシステムで空いている日時を予約し、その日に預けに行く。10時間をどう使うかは、保護者の考え方次第で、事前面談さえ完了すれば、施設の空き状況にもよるが、どの施設でも予約をとって預かってもらうことができる。
南委員	予約はどのように行うのか。空き状況はネットで見て簡単に確認できるものなのか。どのようなシステムになっているか。
事務局 (こども育成課長)	国の支援システムを活用し、まずは事前面談の予約をそこから行う。事前面談を予約すると、園から連絡が来て面談を実施し、その後同じシステムで利用の予約を取る。空き状況についても、システムで確認することができる。
杉本委員	利用方法に関して、通常保育や病後児保育など、利用するときに連絡先等書類を提出することが多いが、誰でも通園制度についても、それぞれの施設に紙媒体で書類の提出が必要なのか。あるいはシステムに入力するのか。
事務局 (こども育成課長)	基本情報についてはシステムに登録するが、こどもの個人的な情報等については、各園で面談をした際に、紙や園のシステムか何かを活用するかと思われる。
上田会長	現在制度の実施に向けて準備を進めている施設がいくつかあると聞いたが、その都度、こども・子育て会議の意見聴取が必要だということで、会議の開催についてはどのように考えているのか。

事務局 (こども育成課長)	こども・子育て会議は、通常年に数回開催しており、そこをベースに考えている。意見聴取のためだけに、その都度会議の開催する予定はないが、実施する施設の数が多くなれば、別に開催させていただく可能性はあるかもしれない。
上田会長	他に意見がないようなので、以上とし、本件については、承認とさせていただきます。
事務局 (こども政策課長)	事項3 報告事項 開所する放課後児童クラブの位置図【資料4】に基づき説明。
事務局 (総務 GL)	事項4 その他 報告事項への質問含め、委員の皆様からの意見等はいかがか。
嶋委員	先日開催された、こども支援ネットワークでフェスタを開いた際にこどもの権利を知る機会があった。こどもと関わる大人の側がこどもの権利を理解できているかが大切で、こどもたちが意見を言える場作りが難しいと感じた。放課後児童クラブが新しく開所されるということだが、こどもに関わる大人が、こどもの権利の理解を深めていくようにしないといけないと思った。
事務局 (こども政策課長)	こどもの権利については、こども条例を令和7年4月から施行しており、周知啓発として、放課後児童クラブの指導員を含む関係者に対し研修を実施している。ウェブでもお知らせしているが、今後も引き続き周知啓発に尽力していきたいと考えている。
近藤委員	玉垣小学校区にできる新たに開設される放課後児童クラブは、住宅地にあるのか。周辺住民に対しての周知や説明会が必要なのでは。
事務局 (こども福祉 GL)	住宅地の中にある、もともと事務所だった建物を改装して、4月に開設予定である。住民の方全員への周知は行っていないが、地域の自治会の役員等には説明し、理解いただいている状況である。 なお、民間事業者が放課後児童クラブを開設する場合は、近隣住民への対応について、事業者が行うのが一般的である。
事務局 (総務 GL)	次回の会議開催予定について、5月または6月の開催を予定している。詳細な日時が決定すれば、改めて文書でご案内する
事務局 (こども政策課長)	閉会あいさつ (第45回鈴鹿市こども・子育て会議)